

令和 8 年度

県単舗装道路修繕及び県単排水整備合併工事
(小金きよしヶ丘)

特記仕様書

一般県道 白井流山線
松戸市 小金きよしヶ丘

千葉県東葛飾土木事務所

特記仕様書

工 事 名：県単舗装道路修繕及び県単排水整備合併工事（小金きよしヶ丘）

路線河海名：一般県道 白井流山線

施 工 箇 所：松戸市 小金きよしヶ丘

第1章 総 則

第1条 適用

- 1 この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和7年10月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
- 2 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。

なお、本工事適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第2条 施工体制の点検

受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）第13条2により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該工事の監督職員、現場技術員及び事務所の職員とし身分証明書を携帯し、胸に所属、役職、氏名、顔写真の入った名札を着用するものとする。

第3条 建設副産物

1 共通事項

- 1）「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事

について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。
- 3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2 建設廃棄物

- (1) 本工事により発生するアスファルト殻及び路盤廃材は、東京石油興業(株) 中間処理センター(柏市風早 1-5-1)に運搬し、処理するものとする。
- (2) 本工事により発生する建設汚泥は、千葉丸辰道路(株)(八千代市吉橋内野 1075-9)に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受入条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。
工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

3 建設発生土

本工事により発生する建設発生土については、国道 464 号用地ストックヤード(鎌ヶ谷市栗野 774 番地)に運搬すること。

第4条 工事中の安全確保

- 1 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき、適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
- 2 工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯・バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。
- 3 工事期間中に配置する交通誘導員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	作業区分	編成人員（人/箇所・日）	備考
舗装工	夜間作業	交通誘導員 B 7人/日	交代要員あり
区画線工	夜間作業	交通誘導員 B 3人/日	交代要員なし
排水構造物工	夜間作業	交通誘導員 B 3人/日	交代要員あり

- 4 当該箇所は交通量の多い道路であることから、工事予告等を十分に行い、渋滞等、交通への影響を最小限に抑えるようにするとともに関係者とのトラブルがないようにすること。
- 5 当該箇所は交通量が多いため暫定供用期間は極力短くすること。
- 6 安全施設については、所定の位置に整然と設置し、夜間、遠方からでも確認し得るように、反射装置や照明を施すものとする。

第5条 工期等

本工事の工期は、契約日の翌日から130日間とする。

なお、工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	60日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日＋天候等による作業不能日）／実働日数	0.78
関係機関協議	30日間
その他の不稼働日	—

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：39日間/年間

ロ) 8時～17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：8日間/年間
（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

（過去5か年（2021年1月～2025年12月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第6条 施工時間の変更

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分
夜間作業 (21:00～5:00)	すべての工事

但し、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第7条 要望・苦情に対する対応

受注者は、地元住民及び第三者からの要望・苦情に対しては親切丁寧に対応し、その内容をただちに監督職員に報告すること。

第8条 舗装工事台帳

舗装工事台帳は、工事完了後に提出するものとする。

第9条 付則

仕様書に定めのない事項や、内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

第2章 材 料

第10条 使用材料

使用材料については、設計図書によるものとする。

受注者は、施工計画書に主要材料一覧とその品質を証する資料を添付すること。

第11条 溶融スラグ入りアスファルト合材

1 溶融スラグ入りアスファルト合材は、下記の仕様によるものとする。

表 層	中温化再生密粒度 As(20)改質Ⅱ型	溶融スラグ入り
中間層	中温化再生粗粒度 As(20)	溶融スラグ入り
基 層	中温化再生粗粒度 As(20)	溶融スラグ入り

溶融スラグ混入率：骨材全体重量の10%以下

2 受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

3 受注者は、粒状材料の分離を起こさないよう施工し、また締固めにより不陸を生じないようにしなければならない。

4 受注者は、仕上げ作業直後に、アスファルト乳剤等を散布して養生を行わなければならない。

5 受注者は、混合物の敷ならしにあたっては、その下層表面が湿っていないときに施工しなければならない。

1) 作業を中断した後、再び混合物の敷ならしを行う場合は、すでに舗装してある舗装の端部を適当な方法で加熱する。

2) 混合物の転圧延長が10m以上にならないようにする。

6 プライムコートの使用量は1.20/m²とし、タックコートの使用量は0.40/m²とする。

第12条 JIS 製品記号

設計図書中のJIS製品記号は、JISの国際単位系（SI）移行（以下、「新JIS」という。）に伴い、すべての新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品記号に読みかえて使用出来るものとする。

また、設計図書中のJIS製品記号は、JISの国際単位系（SI）移行（以下、「新JIS」という。）に伴い、すべての新JISの製品記号に読みかえるものとする。ただし、旧JISに対応した材料を使用する場合は、読みかえずに使用出来るものとする。

第3章 施 工

第13条 準備工

- 1 施工前に監督職員と事前打合せを行うこと。
- 2 施工前に、近隣住民に工事案内を行うこと。
- 3 地下埋設物の調査を行い監督職員に報告すること。

第14条 打継処理について

受注者は、施工前に起終点の打継方法について監督職員に了解を得ること。また、振動対策を十分すること。

第15条 出来形・品質管理関係

施工前に縦横断測量を行い、その計画に基づき基準高管理を行うこと。その際、マンホール等の高さ調整が必要な場合は、監督職員に報告を行うとともに、監督職員の指示を受けなければならない。

第16条 排水構造物工

- 1 新設の側溝及び横断函渠、集水桝の接続については、雨水の円滑な流れを確保するとともに、接続部からの漏水等が起らないように工夫を凝らすこと。
- 2 下層路盤は20cm、上層路盤は15cmを一層毎の目安とし、突き固めるように施工を凝らすこと。

第17条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

- 1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。
- 2 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)
- 3 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

特記仕様書別表 1

詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	ICT活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する 対象工種: 舗装工(修繕工) ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない